

令和6年度愛媛県観光集客力向上支援事業実施要領

(目的)

第1条 県は、この要領の定めるところにより、観光関係団体や民間事業者等に対して、県内の魅力ある地域資源を活用した、持続的な観光客の増加に寄与する新たな取組みに必要な経費について補助することにより、本県の一層の観光振興を図り、地域経済の活性化につなげる。

(定義)

第2条 この要領において、「観光事業者」とは、宿泊業者、観光施設所有者又は管理運営者、運輸業者、旅行業者等をいい、「観光関係団体」とは、観光事業者を主な構成員とする団体をいう。

(対象者)

第3条 観光集客力向上支援事業（以下「支援事業」という。）の対象者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 観光事業者
- (2) 観光関係団体
- (3) 観光事業者のグループ（規約、事業計画、収支予算の定めのあるものに限る）
- (4) その他知事が適当と認める者

2 補助対象者は、次の各号に該当する者を除く。

- (1) 県が構成員となっている団体等（オブザーバーを除く）
- (2) 市町及び市町のみで構成される団体等
- (3) 個人

(対象事業)

第4条 この支援事業の対象事業は、次に掲げる条件を満たすものとする。

- (1) 県内の地域資源を活用し、新たな観光資源の創出や魅力向上に寄与する事業であること。なお、同一の事業について、連続する複数の年度にわたって対象事業とすることもできるが、毎年度第7条に定める補助事業の決定に関する手続きにより、補助金の交付対象とする事業（以下「補助対象事業」という。）として決定される必要がある。
- (2) 国及び県の他の補助事業の交付決定を受けていない事業であること。ただし、交付決定を受けた事業であっても、交付対象となっていない個別事業については、本支援の対象として申請することができる。
- (3) 公共性（当該補助事業が呼び水となって周辺あるいは関係事業者が恩恵を受けると認められるもの）が認められる事業であること。
- (4) 原則として、事業は愛媛県内において行うこと。
- (5) 原則として、事業開始年度の翌年度から5年間は補助対象となった事業を行うこと。なお、複数年度にわたって補助対象事業とした場合には、最終交付年度の翌年度から5年間は事業を実施すること。

(補助対象期間等)

第5条 この支援事業の補助対象期間は補助金交付決定の日から令和7年3月31日までの間とし、補助対象経費等は令和6年度愛媛県観光集客力向上支援事業費補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）第2条の規定のとおりとする。

(採択基準)

第6条 この支援事業の対象事業は、次の各号に掲げる観点から総合的に勘案し、予算の範囲内において採択するものとする。なお、補助対象事業の候補事業（以下「支援対象事業」という。）に係る補助金額の合計が予算の範囲を超える場合は、令和4年度及び令和5年度に当該事業の補助金の交付を受けていない者の事業を優先する。

- (1) 企画提案内容
 - ① 事業の内容
 - ② 事業の効果
 - ③ 事業の継続性
- (2) 業務実施能力
 - ① 事業推進能力
- (3) 経費

(補助事業の決定に関する手続き)

第7条 次の各号に掲げる手続きにより補助対象事業を決定するものとする。

- (1) 支援事業による支援を受けようとする者（以下「支援申込者」という。）は、支援申込書（様式1号）に、事業の主たる実施地域の市町長の意見書（様式2号）を添えて、県に提出する。
- (2) 県は、前号による支援申込書等の提出があったときは、外部審査委員等で構成する事業評価審査会を開催し、事業の評価に係る意見を徴した後、事業計画の内容等を審査のうえ、支援対象事業を決定する。ただし、支援申込者が多数となった場合は、事業評価審査会に先立ち書面審査を実施し、事業評価審査会の審査対象者を選定する。
- (3) 県は、支援対象事業の決定について、支援申込者に通知する。
- (4) 支援申込者は、支援対象事業について、補助事業の申請をする場合には、交付申請書（交付要綱第3条に規定する様式第1号）を提出する。
- (5) 県は、前号に規定する交付申請書が提出された場合には、事業計画の内容等を審査のうえ、交付決定する。

(補助)

第8条 県は、補助対象者が実施する事業に対して、愛媛県観光集客力向上支援事業費補助金を交付する。

- 2 複数年度にわたって補助対象事業とする場合には、交付する補助金の合計は別に定める金額以内とする。

附 則

この要領は、令和6年7月11日から施行する。